

五	地すべり防止施設の位置及び種類を記号又は色別をもつて表示すること。特に重要な地すべり防止施設については、その構造図を添付し、必要がある場合には縦断図をも添付すること。
六	前号に掲げるもののほか、少なくとも次の事項を記載すること。 イ　市町村名、大字名、字名及びその境界線 ロ　地形及び地目（記号をもつて表示すること。） ハ　水準基標又は恒久標識の位置及び高さ ニ　地すべり防止施設以外の施設又は工作物のうち主要なもの ホ　砂防指定地、保安林、保安施設地区、港湾隣接地域及び漁港区域の境界線
7	ト　方位 チ　縮尺
リ	調整年月日
5	帳簿及び図面の記載事項に変更があつたときは、都道府県知事は、すみやかにこれを訂正しなければならない。
6	第一項から前項までの規定は、ばた山崩壊防止区域台帳の記載事項その他その調製について準用する。
附 則	（延滞金） この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（昭和三五年七月一日農林省・建設省令第一号） この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（昭和四五年五月一日農林省・建設省令第一号） この省令は、公布の日から施行する。
2 1	改正後の地すべり等防止法施行規則第十二条の規定は、この省令の施行の日の前日以後に到来する納期限に係る延滞金の額の計算について適用し、同日前に到来した納期限に係る延滞金の額の計算については、なお従前の例による。
附 則	（平成一一年三月九日農林水産省・建設省令第一号） この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（平成一二年二月四日農林水産省・建設省令第一号） この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則	（平成一四年四月一日農林水産省・国土交通省令第三号）抄 この省令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。
附 則	（平成一九年一〇月三一日農林水産省・国土交通省令第二号） この省令は、公布の日から施行する。
第一 条	（経過措置） この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の地すべり等防止法施行規則別記様式第一から別記様式第六まで（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の地すべり等防止法施行規則別記様式第一から別記様式第六までによるものとみなす。
2	この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

附 則（令和二年一二月二三日農林水産省・国土交通省令第一号）
(施行期日) 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置） 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取
り繕つて使用することができる。
附 則（令和六年一月二十五日農林水産省・国土交通省令第一号）
この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。

当分の間、これを取
り繕つて使用する。

別記
様式第1 (平成農水政交令2・一部改正)

(表)

身分証明書		第号 交付年月日 有効期間
住所 氏名 職名 生年月日		写真
上記の者は、地すべり等防止法第6条第1項の規定により地すべり防止区域の指定に関する調査のため他人の土地に立ち入ることのできる者であることを証する。		
		主務大臣 印

(裏)

地すべり等防止法抜粋
第3条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見を聞いて、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地城のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの（以下これらを「地すべり地域」と総称する。）であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

第5項以下省略

第5条 第3条第1項の指定は、必要に応じ、当該地すべり地域に関し、地形、地質、降水、地表水若しくは地下水又は土地の滑動状況に関する現地調査をして行うものとする。

第6条 主務大臣又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、前条の調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他の人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により宅地又はかぎ、さく等で囲まれた土地に立ち入る

うとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならぬ。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第1項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第1項の規定により特別の用途のない他の人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 国は、第1項の規定による立入又は一時使用による損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者が協議しなければならない。

10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から30日以内に収用委員会に土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条の規定による裁決を申請することができる。

11 第5項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

2 第6条第2項から第11項までの規定は、前項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、又は他人の土地を一時使用する場合について準用する。この場合において、同条第6項から第10項まで中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。

様式第3

様式第3 (平19農水田交令2・一部改正)

(表)

身分証明書		第 号 交付年月日 有効期間
住 所		写 真
氏 名		
職 名		
生年月日		

上記の者は、地すべり等防止法第16条第1項の規定により地すべり防止区域に関する調査等のため他人の土地に立ち入ることのできる者であることを証する。

主務大臣 印

(裏)

地すべり等防止法抜粋
 第6条 主務大臣又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、前条の調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができます。
 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
 3 第1項の規定により宅地又はかき、さく等で埋まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
 4 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
 5 第1項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
 6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業

場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならぬ。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 国は、第1項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者が協議しなければならない。

10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見習った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から30日以内に収用委員会に土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条の規定による裁決を申請することができる。

11 第5項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第10条 主務大臣は、次の各号の1に該当する場合において、当該地すべり防止工事が國土の保全上特に重要なものであると認められるときは、都道府県知事に代つて自ら当該地すべり防止工事を施行することができる。この場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

- 一 地すべり防止工事の規模が著しく大であるとき。
- 二 地すべり防止工事が高度の技術を必要とするとき。
- 三 地すべり防止工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。

四 地すべり防止工事が都府県の区域の境界に係るとき。

2 主務大臣は、前項の規定により地すべり防止工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、都道府県知事に代つてその権限を行うものとする。

3 主務大臣は、第1項の規定により地すべり防止工事を施行する場合においては、主務省令で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

第16条 都道府県知事又はその命じた職員若しくは委任した者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料収集若しくは作業場として一時使用することができる。

2 第6条第2項から第11項までの規定は、前項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、又は他人の土地を一時使用する場合について準用する。この場合において、同条第5項から第10項まで中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。

様式第4

様式第4 (平19農水国交令2・一部改正)

(表)

身 分 証 明 書	
住 所	第 号 交 付 年 月 日
氏 名	有 效 期 間
職 名	
生年月日	写 真
上記の者は、地すべり等防止法第22条第1項の規定により地すべり防止施設の立入検査を命ぜられた者であることを証する。 都道府県知事 印	

(裏)

地すべり等防止法抜粋	
第22条 都道府県知事は、その職務の執行に關し必要があると認めるときは、都道府県知事以外の地すべり防止施設の管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた職員に当該地すべり防止施設に立ち入り、これを検査させることができる。	
2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	
3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	
4 第2項の証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。	

様式第5 (平19農水国交令2・一部改正)

(表)

第 号	
交 付 年 月 日	
有 效 期 間	
身 分 証 明 書	
住 所 氏 名 職 名 生年月日	
上記の者は、地すべり等防止法第22条第1項の規定により地すべり防止施設の立入検査を命ぜられた者であることを証する。	
主務大臣 印	

(裏)

地すべり等防止法抜粋

第10条 主務大臣は、次の各号の1に該当する場合において、当該地すべり防止工事が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、都道府県知事に代つて自ら当該地すべり防止工事を施行することができる。この場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

一 地すべり防止工事の規模が著しく大であるとき。

二 地すべり防止工事が高度の技術を必要とするとき。

三 地すべり防止工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。

四 地すべり防止工事が都府県の区域の境界に係るとき。

2 主務大臣は、前項の規定により地すべり防止工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、都道府県知事に代つてその権限を行うものとする。

3 主務大臣は、第1項の規定により地すべり防止工事を施行する場合においては、主務省令で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

第22条 都道府県知事は、その職務の執行に關し必要があると認めるときは、都道府県知事以外の地すべり防止施設の管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた職員に当該地すべり防止施設に立ち入り、これを検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 4 第2項の証明書の様式その他証明書に關し必要な事項は、主務省令で定める。

様式第6 (平19農水国交令2・一部改正)

(表)

身 分 証 明 書	第 号 文 付 年 月 日 有 效 期 間
住 所	
氏 名	
職 名	
生年月日	
上記の者は、地すべり等防止法第45条第1項において準用する同法第16条第1項の規定によりばた山崩壊防止区域に関する調査等のために他人の土地に立ち入ることのできる者であることを証する。 都道府県知事 印	

(裏)

地すべり等防止法抜粋	
<p>第6条 主務大臣又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、前条の調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができます。</p> <p>2. 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>3. 第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。</p> <p>4. 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。</p> <p>5. 第1項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>6. 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者</p>	

及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならぬ。

7. 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8. 国は、第1項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し、通常生すべき損失を補償しなければならない。

9. 前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者が協議しなければならない。

10. 前項の規定による協議が成立しない場合には、国は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から30日以内に収用委員会に土地収用法(昭和29年法律第210号)第94条の規定による裁決を申請することができる。

11. 第5項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第16条 都道府県知事又はその命じた職員若しくは委任した者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは演習又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2. 第6条第2項から第11項までの規定は、前項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、又は他人の土地を一時使用する場合について準用する。この場合において、「同条第5項から第10項まで中「国」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第45条 第8条、第12条から第17条まで、第20条、第21条、第26条、第29条から第31条まで及び第33条から第40条までの規定は、ばた山崩壊防止区域に関する管轄及び費用について準用する。この場合において、第8条中「第3条第3項の規定による地すべり防止区域」とあるのは、「第4条第2項において準用する第3条第3項の規定によるばた山崩壊防止区域」と、「その地すべり防止区域内」とあるのは、「ばた山崩壊防止区域内」と、「第16条第1項中「地すべり防止区域」とあるのは、「ばた山崩壊防止区域」と、「地すべり防止工事」とあるのは、「ばた山崩壊防止工事」と、第20条中「森林法第34条第1項(同法第44条において準用する場合を含む。)」とあるのは「森林法第16条第1項若しくは同法第34条第1項(同法第44条において準用する場合を含む。)」と、「第18条第1項」とあるのは「第42条第1項」と、第21条第1項及び第2項並びに第36条第1項中「第18条第1項」とあるのは「第42条第1項」と読み替えるものとする。

2. 前項後段に規定するもののほか、同項の準用に関し必要な技術的調整は、政令で定める。

様式第7 (平11農水達令1・令2農水閣文令2・一部改正)

裁決申請書

年月日

収用委員会御中

裁決申請者 住 所

氏 名

地すべり等防止法第6条第8項（第16条第2項において準用する第6条第8項、第17条第1項、第21条第3項、第23条第3項、第45条第1項において準用する第6条第8項、第45条第1項において準用する第17条第1項、第45条第1項において準用する第21条第3項）の規定による損失の補償について、同法第6条第9項（第16条第2項において準用する第6条第9項、第17条第3項、第21条第4項において準用する第6条第9項、第23条第4項において準用する第6条第9項、第45条第1項において準用する第6条第9項、第45条第1項において準用する第17条第3項、第45条第1項において準用する第6条第9項）の規定による協議が成立しないから、下記により裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積及びその内容
- 3 協議の経過

裁決申請者 住 所

氏 名

相 手 方 住 所

氏 名

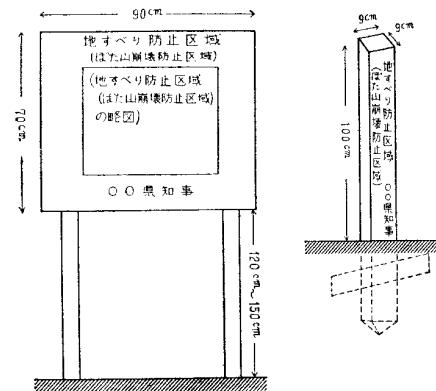
備考

- 1 裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 裁決申請者が2人以上の場合は、連名で申請することができる。
- 3 「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせて記載すること。
- 4 「損失の補償の見積及びその内容」については、積算の基礎を明らかにするものとし、法第17条第1項又は第45条第1項において準用する第17条第1項の規定によつて工事を行なうことを要求する場合は、その費用の見積をあわせて記載すること。
- 5 「協議の経過」については、経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。

樣式第

標識（その I）

標識（その 2）



備考 地すべり防止区域（ほた山崩襲防
止区域）の略図にはこの標識の位置
を明示すること。

樣式第

○○地すべり防止区域台帳

樣式第9

様式第10 (昭35農建令1・一部改正)
地すべり防止区域概況図

平面図 S = 調査 年 月 日 平面図調製年月日

